

令和2年度事業運営方針及び財政運営方針

新型コロナウイルスが世界中のすべての人たちに対して、社会的、政治的、経済的に甚大な影響をもたらし、かつて経験がないほどの恐怖を人々に与えています。そんな中での新年度のスタートとなりました。

センターとしましても感染拡大防止対策を第一優先順位として捉え、可能な対策をできる限り講じて講習等を実施して行く所存ですが、講習の実施には3密（密閉空間、密集場所、密接場面）のリスクが伴うとの考えもあるので、受講者数の大幅な減少や、講習の中止を余儀なくされること等も予想されることです。

更に、昨年10月からの受講料金のアップ、今年度からの外国人受講者の受講条件の見直しや講習回数的大幅削減等も当センターの業務運営に少なからず影響が及ぶことが、懸念されることです。

しかし、労働安全衛生法における就業制限業務に対応する必要な資格取得は、法令遵守の面から常に求められるものであり、安心安全な講習の実施と、各方面の関係者からの要請に対応することが必要と考えているところであり、常設の登録教習機関としてのセンターの使命としているところであり、

これらの要請に対応するために、県下4拠点の教習施設を重点として、充実した内容による的確な講習を実施するとともに、引き続き関係団体及び関係教育機関等との連携の強化を図ることにより、きめ細やかな年間講習計画に沿った講習を実施するほか、各方面からの要請に応じた年間計画以外の教習事業についても、積極的な出張講習等の展開を図ることとします。

教習等事業を実施するに当たりましては、単なる資格付与にとどまらず、安全に対する意識を身につけるための講習として位置付け、教習内容の充実と向上を目指すとともに、有能な技能者の育成に努め、もって、労働災害の防止と産業社会の発展に寄与する所存です。

一般社団法人としましては、引き続き的確な事務・会計処理を行うとともに、業務内部監査を実施するほか、業務の効率化にも力を注ぎ、健全な財政基盤の確立を目指します。

I 事業運営の基本方針

1 計画的な講習等の実施

(1) きめ細やかな年間計画の策定と実施

県下4拠点（飯田、松本、長野、佐久）における講習等の受講状況及び地域からの要請や実情等に配慮した年間計画の策定と実施

会場別の実施計画回数

() 内は前年度計画数

	計	飯田	松本	長野	佐久
実技教習	16回 (16)	13回(13)	3回(3)		
技能講習	226回 (242)	82回(91)	68回(71)	49回(49)	27回(31)
特別教育	95回 (111)	36回(44)	34回(39)	16回(17)	9回(11)
安衛教育	6回 (9)	3回(6)	3回(3)		
計	343回 (378)	134回(154)	108回(116)	65回(66)	36回(42)

(2) 関係団体等との連携による年間計画以外の技能講習及び特別教育等の積極的な実施

- ① 労働基準協会との連携による講習時期の設定に基づく積極的な実施
- ② 建設業協会等各種団体等との連携による講習時期の設定に基づく積極的な実施
- ③ 教育機関との緊密な連携による講習時期の設定に基づく積極的な実施
- ④ 企業等からの個別要請に対応した講習の設定に基づく積極的な実施

(3) 講習等事業計画

令和2年度の講習等事業計画（講習種目・受講者数）は、資料19のとおり

2 適正かつ充実した技能講習等の実施

- (1) 業務規程に基づく適正な技能講習等の実施
- (2) 講習体制の強化・施設・教材の整備等による受講環境の一層の充実
- (3) ニーズに合った講習等種目の検討・導入及び講師の育成
- (4) 研修体制の充実による講習方法・講習内容の向上
 - ① 講師連絡会議・研修会の実施（年4回程度開催）
 - ② 外部研修会への積極的な参加
 - ③ 実施管理者研修会の実施（年2回程度開催）
- (5) 受講者の安全衛生対策への適切な対応
- (6) 職員・講師の安全と健康確保対策の充実
- (7) 労働安全衛生法に関する適切な対応

3 広報活動の強化による受講の促進

- (1) 各種の助成制度活用による受講に関する広報活動の促進
- (2) パンフレットによる広報活動の強化
- (3) 関係団体等に対する広報活動の強化及び遅滞ない情報の提供
- (4) 新聞・放送・情報誌等による広報活動の強化
- (5) センターホームページ等の充実と活用

4 情報セキュリティの保持等及び防犯対策

- (1) 保有個人情報の保護と保管の徹底
- (2) 特定個人情報の適正な取扱い
- (3) 建物・教育機器・センター車等の防犯対策

II 財政運営の基本方針

1 健全な財政基盤の構築

- (1) 流動資産の計画的かつ適切な運用管理
- (2) 固定資産の計画的かつ適切な運用管理
 - ① 特定資産（事業運用積立金・役員退職慰労金積立金）
 - ② その他の固定資産

2 一般社団法人推進のための堅実・適切な財政運営

- (1) 公益法人会計基準に基づく的確な会計処理
- (2) 堅実な収支予算の編成と適切な執行
「損益計算ベース」の収支予算書に基づく適切な運用管理

Ⅲ センターの健全な事業運営及び財政運営を図るための諸会議等

- | | |
|------------|----------------------|
| (1) 定時総会 | 5月 |
| (2) 理事会 | 4月、5月、10月、2月 |
| (3) 会計監査 | 4月（決算監査）、10月（中間決算監査） |
| (4) 業務内部監査 | 4月、10月 |